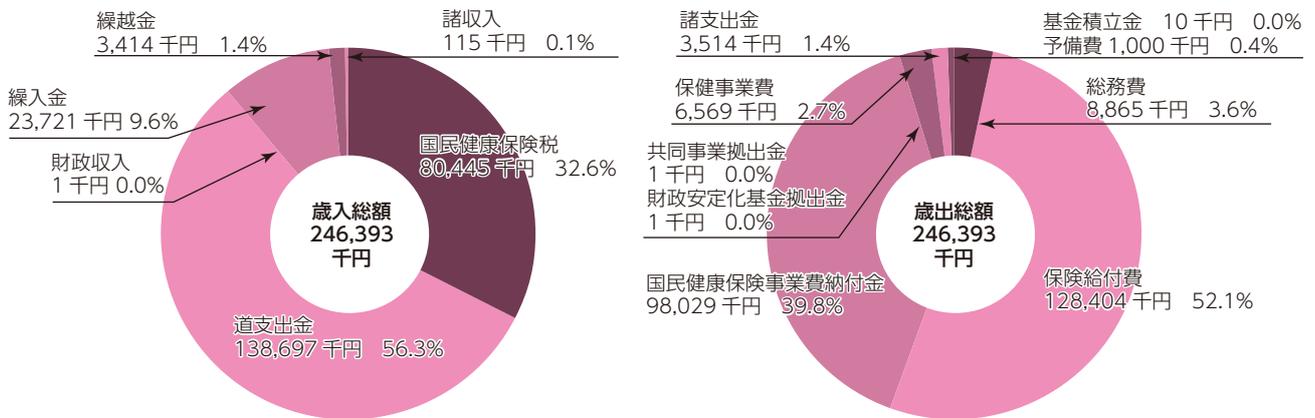


#### (4) 平成 30 年度幌延町国民健康保険特別会計当初予算の状況

平成 30 年度からは、市町村が賦課・徴収した保険税は都道府県へ国保事業費納付金として納めることとなります。代わりに、国保加入者の医療費については、全額都道府県からの交付金によって賄われます。



### 国民健康保険税の税率等の改正について (平成 30 年 4 月から適用)

#### ○賦課方式の変更について

北海道から示される標準保険税率の賦課方式が、資産割を除いた 3 方式であること、また、資産割を賦課方式に含めると、収益性のない居住用資産への賦課に対する負担が大きいことや、固定資産税との二重課税感を持たれることなどから、本町の賦課方式を「所得割・資産割・均等割・平等割」の 4 方式から「所得割・均等割・平等割」の 3 方式へ改正しました。平成 30 年度賦課分の国民健康保険税から、改正後の税率により算定されます。

#### <保険税率などの比較表>

区分		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課限度額	法定限度額
医療給付費分	改正前	5.80	39.30	26,000	28,000	54 万円	58 万円
	改正後	4.60	—	24,000	20,000	58 万円	
後期高齢者支援金等分	改正前	1.80	9.50	6,000	6,000	19 万円	19 万円
	改正後	2.40	—	8,000	6,000		
介護納付金分	改正前	1.00	6.90	7,000	6,000	16 万円	16 万円
	改正後	1.30	—	9,000	7,000		
合計	改正前	8.60	55.70	39,000	40,000	89 万円	93 万円
	改正後	8.30	—	41,000	33,000	93 万円	

※所得割とは、総所得金額から 33 万円を控除（基礎控除）した額に率を乗じて得た額、資産割とは、固定資産税額（償却資産分除く）に率を乗じて得た額、均等割とは、加入世帯の人数に応じて課される額、平等割とは、加入する 1 世帯当たり課される額です。保険税額はこれらを合算して算出しますが、その合算額が賦課限度額を超える場合には、賦課限度額となります。

#### <軽減判定基準の比較>

軽減区分	改正前	改正後
7 割軽減	世帯の所得が 33 万円	
5 割軽減	33 万円 + (27 万円 × 世帯の被保険者数)	33 万円 + (27 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)
2 割軽減	33 万円 + (49 万円 × 世帯の被保険者数)	33 万円 + (50 万円 × 世帯の被保険者数)

お問い合わせ先：住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812